

## 第1回「舞鶴市特別職報酬等審議会」議事録

1. 会議名 舞鶴市特別職報酬等審議会
2. 開催日時 令和5年5月22日（月）15時00分～16時10分
3. 開催場所 舞鶴市役所 別館5階 中会議室
4. 出席者 (1) 審議会委員  
川端 隆一 会長、福本 清 会長代理、伊庭 節子 委員、  
小西 剛 委員、田仲 宏介 委員、藤澤 重子 委員、  
保田 信三 委員  
(2) 市長及び事務局  
鴨田市長（諮問まで）、福田参事 桑垣市長公室長、  
芦田次長、松本人事課長、柳橋人事課給与・福利厚生係長
5. 内 容 以下のとおり

### (1) 委嘱状交付

「舞鶴市特別職報酬等審議会条例」（以下「審議会条例」）第3条に基づき、市長が、別紙の7名を、同審議会委員に任命。委嘱状を交付。

### (2) 会長選出

「審議会条例」第4条に基づき、次のとおり選出。

会 長：川端 隆一 氏

会長代理：福本 清 氏

### (3) 諮問事項の確認

委員F 前回の審議会でも減額措置について問い合わせたが（審議会に諮問していない理由）各地方では不祥事や財政難で市長が減額されていることに審議が必要か疑問である。ただし、慎重に取り扱う必要があると思う

会 長 前回答申した「減額について慎重に扱われたい」とした理由は定期的なチェックが行われた報告がなかったため（10年間以上、減額理由が成り立っていたのか）であり、今回のように自らの意思で減額される場合は、答申した内容には含まれず、審議内容ではない。

今回のように市長の絶対的な意思を示された場合、相対的な基準は弱いと感じた

- 委員 A 審議会の答申とは基本的な給料額を審議する場だと思っている。自主減額については、市長自らの政治的な立場で考えたことで、市政運営の中で議論されるべき。
- 委員 E 報酬の基本金額を決めるための審議会である。減額については、基本金額が算定根拠とはなるが、当審議会で審議すべき事項ではない。
- 委員 B 頑張っている人には然るべき報酬が必要。ただ自主的に減額を決められたことに対して、審議会が意見を言う必要がないと考える。
- 委員 C 過去の減額について審議会を開かれなかった。今回は3割と大きな数字ではあるが、当審議会がその適正を審議する場としてはそぐわない。
- 委員 D 直近の選挙で掲げられている公約であり、民意により選ばれた内容を当会が審議すべき内容ではない。基本報酬を変えず、減額であるならばなおさら。
- 会 長 基礎報酬が担保される中で、政治信条に基づき減額については、審議会への諮問の必要はないと思う方は挙手を

全員挙手

- 会 長 全会一致で、この件は当審議会の審議の対象外とします。  
当会の決定は後日書面で、市に回答する。

#### (4) 諮 問

「審議会条例」第2条に基づき、次のとおり、市長から審議会へ諮問。

##### ①舞鶴市特別職の報酬について

会 長 今回は、減額措置が諮問に該当するかが、メインの議題であったので、報酬にかかる審議については、資料をお持ち帰り頂き、次回以降の審議としたい。

次回審議までに必要な資料があれば、皆さん教えて頂きたい。

委員 A 資料の 11 頁の適用日が古いがそれ以降の改正がないのか？

事務局 令和 4 年 10 月 1 日現在の最新の適用日となっている。

委員 A コロナ等の影響で、人件費、雇用等大きな変化がある中で、社会が安定するまで時間がかかる。その状況で給料を変えるべきか疑問である。

委員 E 給料だけでなく、通勤手当等の諸手当の資料も提示して欲しい。

委員 F 物価の高騰や社会情勢の変化が激しく、また市長が自ら報酬の減額を申し出ている中で、報酬の上げ下げの議論がしにくいタイミングだと感じている。

委員 B 15 頁の資料では物価上昇率は少ないように見えるが、3 月から 5 月は特に物価上昇していると肌で感じている。今後も変化が激しいと予想される中で、報酬をどう変えて良いのか意見が言いにくい。

委員 C 令和 3 年に答申している。2 年おらずに審議会が開催されるが、ピッチが早い。社会では給料を上げていく風潮となっているが、社会が安定していない中で、現時点で特別職の報酬が議論する時期ではないと感じている。

委員 D 特別職の報酬が変化する場合に、経済情勢以外の理由で増減がある場合、どのような理由があるのか他市等の事例が知りたい。

会 長 確かに期間は短いが市長の任期を考えれば、今回はサイクルを合わすという意味では短いスパンで実施する意義があると考えます。次回開催までに、各委員から出た意見を基に他市等の情報収集をお願いします。